特集 コロナ禍の中小企業支援施策

第1章

コロナ禍の主な支援策を知る ──適切な提案と活用のために

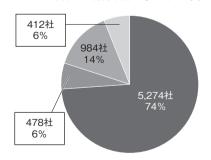


重谷 亮 東京都中小企業診断士協会

新型コロナウイルス感染症(以下,新型コロナ)は、2020年初頭より日本の社会経済に深刻な影響を与えてきた。PCR 検査の陽性者数は、2022年6月現在、累計880万人を超えて増加している。このため、国内では、新型コロナの影響により経済活動が左右される状況が続いている。特に資金力が小さい中小事業者への影響が大きい(図表1)。

本特集では、コロナ禍の中小企業支援施策とアフターコロナを見据えた支援事例を紹介する。本章では、国などによる総括的な施策および、第2章~第5章までの事例で取り上げる施策について紹介する。

図表 1 新型コロナによる企業活動への影響 ※資本金 1 億円未満の7.148社が対象



- ■影響が継続している
- ■影響が出たがすでに収束した
- ■現時点で影響は出ていないが、今後影響が出る 可能性がある
- ■影響はない

出所:東京商工リサーチ「第20回新型コロナウ イルスに関するアンケート調査」より筆者作成

1. 主な支援策の概要

支援策の活用状況は、雇用調整助成金を活用している事業者が最も多く、持続化給付金の活用、金融機関による実質無利子・無担保融資(ゼロゼロ融資)と続く(図表2)。

経済産業省では、支援策パンフレット「新

図表 2 感染拡大後に活用した支援策

※複数回答(%)

雇用調整助成金	40.8%
持続化給付金	37.2%
政府系金融機関のゼロゼロ融資	28.0%
民間金融機関のゼロゼロ融資	26.7%
地方自治体の補助金等	26.5%
家賃支援給付金	17.8%
各種 Go To キャンペーンの活用	17.0%
ゼロゼロ融資以外の信用保証付融資	8.7%
ゼロゼロ融資以外の政府系金融機関の融資	7.9%
IT 導入補助金	7.1%
持続化補助金	5.0%
ものづくり・商業・サービス補助金	3.5%
働き方改革推進支援助成金	3.5%
いずれも利用していない	20.2%
その他	1.4%

出所:東京商工リサーチ「令和2年度中小企業の財務基盤 及び事業承継の動向に関する調査」から筆者作成 型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ」を作成し、支援策の周知に努めている。パンフレットの中では、経営相談、資金繰り支援、給付金、設備投資・販路開拓支援、経営環境の整備、税・社会保険・公共料金という章立てで施策を紹介している(2022年6月1日現在)。

(1) 経営相談

全国のよろず支援拠点で中小企業診断士などの専門家による経営相談が行われている。 資金繰りだけでなく、売上拡大、経営改善、 ITツール導入など、中小企業・小規模事業者 のさまざまな経営課題に対して無料で何度で も相談に応じている。相談内容によっては無 料で専門家を派遣し、経営課題の改善支援を 行っている。

(2) 資金繰り支援

資金繰り支援は、政府系金融機関による融資と民間金融機関による信用保証付融資の2種類に大別される。また、第2章で紹介する「新型コロナウイルス感染症特例リスケジュール」も、コロナ禍で多くの企業に活用された資金繰り支援策である。

(3) 給付金

新型コロナによる大きな影響を受けた事業 者に対する給付金として、「事業復活支援金」 がある。利用者の多かった持続化給付金をは じめ、終了している給付金が多い。

(4) 設備投資・販路開拓支援

主に,事業再構築補助金や小規模事業者持 続化補助金などの補助金事業,融資制度や第 4章で紹介する「がんばろう!商店街事業」 (旧 Go To 商店街事業) などの支援策が挙げ られる。

(5) 経営環境の整備

経済産業省は、下請事業者や個人事業主、 フリーランスが取引のしわ寄せを受けないよ う. 発注事業者に対し配慮を求めている。

ほかにも、事業主が支払った休業手当などの一部を負担する雇用調整助成金がある。厚生労働省によると失業率を最大1%程度、抑制する効果があったとされる。新型コロナの影響を受けた事業主には、助成率が引き上げられるなどの特例措置がある。

第3章で紹介する観光庁が行う「宿泊事業者による感染防止対策等への支援」も経営環境の整備のための施策の一環として行われている。

また、上記以外にも、国土交通省(観光 庁)所管の「Go To トラベル事業」、農林水産 省所管の「Go To Eat キャンペーン事業」な ど経済産業省以外でも中小企業にかかわる支 援策が行われている。各自治体でも、地場産 業などの保護のために独自の施策を実施して いる。

第5章では、農林水産省の「国産農林水産 物等販路多様化緊急対策事業」を活用したフ ードロス対策に資する事例を紹介する。

2. 主な支援策の中身

(1) 経営相談の事例

経済産業省は、日本政策金融公庫(以下,公庫)、商工組合連合会、信用保証協会、商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会、よろず支援拠点などに中小企業の経営支援のための相談窓口を設置し、中小企業などからの経営上の相談を受け付けている。

中でも、各都道府県に設置されているよろず支援拠点は、課題に応じたワンストップサービスを行える相談窓口となっており、新型コロナによる経営環境の急変の影響を受けた中小企業からの相談も多いという。

事例として挙げると、印刷業を営むある中小企業は、近年の不動産広告などの商業印刷の減少に加え、コロナ禍でのイベント自粛やデジタル化の推進などにより、大幅に売上が減少した。同社が金融機関に資金繰り支援を依頼したところ、経営改善計画の提出を求め

られたが、同社は経営計画策定の経験が少なかったため、よろず支援拠点に計画策定支援を依頼した。相談員が、事業者自身が主体的に計画を作成できるよう助言を行ったことにより、実現可能性の高い経営改善計画を策定することができ、金融機関による借入金のリスケジュールが無事に実行された。

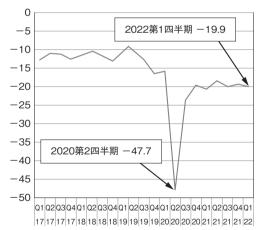
上記は一例であるが、よろず支援拠点は、 専門家による適切な相談や経営支援を提供しており、アンケート結果では、利用者の90% 以上から「満足した」との回答を得ている。

(2) 資金繰り支援

中小企業の資金繰りが「好転」、「悪化」を 示す資金繰り DI (景気動向指数) は、初めて の緊急事態宣言が行われた2020年第2四半期 に-47.7まで落ち込んだ(図表3)。

これは、リーマンショックがあった2009年 第1四半期の-36.3を大きく下回る。緊急事態が宣言されたときの状況が非常に深刻であったことを示している。

図表 3 中小企業の資金繰り DI の推移



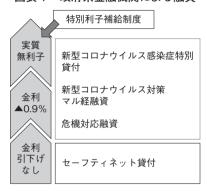
出所:中小企業庁「中小企業景況調査2022年1月期-3月 期」より著者作成

資金繰り支援は、政府系金融機関による融 資と、民間金融機関による信用保証付融資の 2種類に大別される。

①政府系金融機関による融資

政府系金融機関による融資は「セーフティネット貸付」(以下, SN 貸付),「新型コロナウイルス感染症特別貸付」,「新型コロナウイルス対策マル経融資」,「危機対応融資」などがあり,事業者の資金繰りの段階に応じて活用することができる(図表 4)。

図表 4 政府系金融機関による融資



出所:「新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者 の皆様へ」(経済産業省)より筆者作成

セーフティネット貸付は、社会的・経済的環境の変化などの外的要因により一時的に業況が悪化している企業に対して経営基盤の強化を行うための融資である。新型コロナの流行拡大により、2020年2月より融資の要件を緩和し、「売上高減少が5%以上」といった数値要件にかかわらず、今後の新型コロナの影響が見込まれる事業者も含めて融資の対象となった。

新型コロナウイルス感染症特別貸付は、融資限度額が既存の制度による借入とは別枠で中小企業事業では6億円、国民生活事業では8,000万円を上限に貸付が受けられる制度である。新型コロナの影響を受けて最近1ヵ月または過去6ヵ月の売上高が前4年の同時期と比べて5%以上悪化するなど、一定の要件に該当する事業者に対して行われる。資金使途は新型コロナの影響を受けて必要となる運転資金および設備資金である。本制度は信用力や担保によらず一律の金利設定となる。金

利は、当初の3年間は基準金利から0.9%引き下げられる。

新型コロナウイルス対策マル経融資は、商工会議所や商工会等からの経営指導を受けている小規模事業者を対象に、無担保・無保証人の融資を別枠で1,000万円を上限に行う。

危機対応融資は、商工組合中央金庫が信用 力や担保によらず一律金利で行う融資で、融 資限度額は6億円となっている。

これらの融資制度は、SN貸付を除き実質無利子になる特別利子補給制度の適用対象となる。公庫などの既往債務の借り換えも実質無利子化の対象となる。利子補給制度は売上高の減少などの要件を満たす事業者に対し、最長3年間の利子相当額を助成する制度である。実質無利子・無担保のゼロゼロ融資は、2022年2月25日に発表された東京商工リサーチ「第20回新型コロナウイルスに関するアンケート」によると、多くの中小企業にとって最も経営にプラスになった施策という結果が出ている。

②民間金融機関による信用保証付融資

民間金融機関が行うセーフティネット保証 (以下, SN 保証) は、中小企業者に対し一 般保証(最大2.8億円)とは別枠で保証する 資金繰り支援制度である(図表5)。

図表 5 民間金融機関による信用保証付融資

セーフティネット保証4号・5号

一般保証枠 2.8億円



SN保証枠 28億円

信用保証付融資による保証料減免 (伴走支援型特別保証制度を利用した場合)

出所:「新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者 の皆様へ」(経済産業省)から筆者作成

SN 保証 4 号は一般枠とは別枠で(最大2.8 億円)借入債務の100%を保証する。SN 保証 5号は同じく別枠で借入債務の80%を保証する。SN 保証 4号は幅広い業種で影響が生じている地域を対象としているが、新型コロナについては、2020年3月2日に全都道府県が対象となった。

また、SN 保証 5 号は特に重大な影響が生じている業種が対象であったが、2021年7月31日までは全業種を対象としていた(2022年4月1日から6月30日までは473業種が指定)。

第2章では、新型コロナウイルス感染症特例リスケジュールについて述べる。これは、新型コロナの影響を受け、資金繰りに苦しむ中小企業者をサポートする制度である。中小企業再生支援協議会(現・中小企業活性化協議会)が、元金返済猶予申請から資金繰り計画などの策定、事業改善までを一貫して行う。

リスケジュールだけでは固定費や利息の支払いで資金が足りなくなる。事業者などの業務の状況を踏まえ、既往債務の借り換えや条件変更などの資金繰り支援を迅速かつ丁寧に行うよう、内閣府および経済産業省が金融機関などに対して、3度にわたり要請している。

(3) 設備投資・販路開拓支援

設備投資・販路開拓支援では、中小事業者が、コロナ禍という環境変化に対応した新しい事業への投資を促進する「事業再構築補助金」、枠組みを改め、令和元年度補正で大規模な予算を取って支援した「ものづくり・商業・サービス補助金」、さらに「持続化補助金」、「IT 導入補助金」などが行われている。

ほかにも、新型コロナの影響で海外サプライチェーンが混乱したため業績が悪化した企業への支援策がある。海外サプライチェーン多元化支援事業では、そのような事態に対処するため、海外サプライチェーンの強靭化に向けた設備投資への補助が行われている。

第4章の「がんばろう!商店街事業」(旧Go To 商店街事業)は、感染拡大対策を徹底しながら「地元」や「商店街」の良さを再発見できるような取組みに対する支援を行い、地域や商店街の活性化を図る事業である。

(4) 中小企業活性化パッケージ

長引くコロナ禍の影響で、中小企業の事業環境や事業体制は大きく変わった。今後、中小企業の経営を立て直していくには、資金繰り、生産性向上、新事業などを個別で支援するのでは追いつかない。そうした背景のもと、経済産業省・金融庁・財務省は総合的な支援を行う「中小企業活性化パッケージ」を策定し、2022年3月4日に公表した。

その中で「コロナ資金繰り支援の継続」として、資金需要への対応のために公庫の資本性劣後ローンが2022年度末まで継続することなどが挙げられている。

「中小企業の収益力改善・事業再生・再チャレンジの総合的支援」では、収益力改善フェーズ、事業再生フェーズ、再チャレンジフェーズの3つのフェーズに分類し、全国47都道府県にある中小企業再生支援協議会を関係機関と統合し「中小企業活性化協議会」を設置したうえで一元的に支援することとした。

中小企業活性化協議会では、認定経営革新 等支援機関による経営改善計画策定支援事業 (405事業)の計画策定費用への補助金執行 も行い、中小企業が活用しやすいように対応 する。

3. その他の支援策

(1) 地域の特性に合わせた各種支援

国による支援以外でも、各地方自治体が地域の実情に合わせて独自の支援を行っている。たとえば、東京都では新型コロナ対策を行う事業者に対して、感染症対策サポート助成事業などの助成事業を行っている。また、事業転換や多角化などの業態転換に取り組む中小企業に対して最大2.8億円の融資を行う事業(事業転換・業態転換等支援融資)も行っている。そのほかにも、資金繰りや経営に関する相談窓口を設置し、地域の中小企業などに対しての支援を行っている。

地方自治体が行う支援は、補助金の限度額などにおいて国が行っている支援策よりも規

模が小さいものが多い。だが、地元に特化した内容であるため、業種などによっては国の支援策より使いやすいものもある。東京都足立区の企業支援担当者に話を伺ったところ、新型コロナが拡大する前は、あまり役所に来ることがなかった業種の方々も相談窓口に多く来ており、自治体が実施する施策への関心やニーズは高まっている様子である。

(2) 農林漁業・食品関連事業向けの施策

農林水産省では、農林漁業・食品関連事業向け施策を展開している。これらの施策の中で広く知られているのは「Go To Eat キャンペーン」だ。新型コロナの影響により甚大な被害を受けた飲食業への需要喚起のためにプレミアム付食事券を発行した。

新型コロナの影響による食料品の急激な需要減少に伴う在庫増加に苦しむ食品関連事業者は多い。そのような事業者に対する支援として,販売・利用促進や,保管費用などへの補助などの施策もある。食料品を利用する側が利用促進を行いやすくするために,子ども食堂やフードバンクなどへの食品の受け入れ,提供体制整備への支援も行っている。第5章ではこの施策の実例に触れる。

以前からも中小企業に対する公的な支援施策は多く存在したが、コロナ禍によりさらに増加した。企業の置かれている状況を正しく把握し、適切な施策を提案、活用していくことが、支援者である中小企業診断士に求められている。

重谷 亮

(しげたに りょう)

2021年、中小企業診断士登録。2022年、独立。独立前は、厚生労働省所轄の独立 行政法人において、主に職業能力開発業務に携わる。現在は、研修講師や補助金 の申請支援、執筆などの活動を行っている。趣味は登山、ジョギングなど。

